

事例項目	門真市廃棄物処理業務委託事業者選定委員会において、ヒアリングによる業者選定を行った際、事業者の提案内容説明部分を省略した会議録を作成したことについて
事例発生日等	平成26（2014）年11月
担当課	市民生活部環境政策課
事例概要	<p>発生までの経過</p> <p>①清掃施設運転維持管理事業他1件の委託事業者を、総合評価一般競争入札方式により選定を行うため、「門真市廃棄物処理業務委託事業者選定委員会」を平成26（2014）年7月7日（月）から同年11月12日（水）の間で4回開催した。</p> <p>②第4回の委員会においては、入札参加者によるヒアリング（提案内容の説明及び質疑応答）が実施されたが、提案内容の説明部分について、「事業者による提案内容の説明」と記載しその具体的な発言内容を記述しなかった。</p> <p>③平成26（2014）年11月議員からの指摘により、「審議会等の会議の公開に関する指針」第7条において、会議録の作成が義務であり、その内容は「全文筆記を原則とする」とされており、前述のような省略は認められるものでないことを確認した。</p> <p>④事業者による提案内容説明部分に係る議事録を作成した。</p>
	<p>当時の対応</p> <p>環境政策課長が議員に対し、誤った認識をしていたことについて反省の意を表し、事業者による提案内容説明部分に係る議事録を作成する旨を伝えた。</p>
発生原因	<p>平成19（2007）年第2回定例会（6月）での当該議員による質問を契機に、会議録は2週間を目途に作成・公表することが確認された。</p> <p>さらに、平成20（2008）年第4回定例会（12月）において、会議録の記載内容について、業者のプレゼンテーションの内容が記載されていなかったことについて、当該議員から指摘があり、当時の市民生活部長から庁内に周知するとの答弁がなされた。その後、数度にわたって当該議員から会議録の不備等について、議会で指摘があった。</p> <p>こういった経緯があったにもかかわらず、課内において、会議録の適切な作成について周知・確認が徹底しておらず、また「市役所事務改善事例集」を活用した研修等も不十分で、引き継ぎも適切に行われていなかった。</p> <p>これらの経緯により、環境政策課長をはじめ課内の職員が業者選定の総合評価の事業者の提案説明部分を省略した会議録を作成するという誤った認識をしていたことが今回の事案の発生原因である。</p>
再発防止対策	<p>課員全員に対し、今回の失敗事案の説明とともに、「審議会等の会議の公開に関する指針（解説文含む）」を周知し情報交換を行った。</p> <p>【資料No.(2)-60-1】</p>
その他	
添付資料	<p>【資料No.(2)-60-1】「審議会等の会議の公開に関する指針」（第7条及び第9条部分）</p>